

## 平成 30 年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について(平成 31 年 1 月改正)

適正価格での契約の一層の推進を図り、公共工事の品質と建設事業者の健全な経営環境を確保するため、建設工事に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

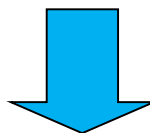
### 1. 低入札価格調査対象案件の変更

#### □低入札価格調査 対象案件

予定価格が 5 億円以上の建設工事の入札について、低入札価格調査を実施することとしていますが、平成 31 年 1 月 1 日以降に入札公告又は指名を行う総合評価一般競争入札についても、低入札価格調査の対象案件とします。

##### <現行>

①競争入札により発注しようとする予定価格が 5 億円以上の工事



##### <平成 31 年 1 月 1 日以降>

①競争入札により発注しようとする予定価格が 5 億円以上の工事

②総合評価実施要綱第 3 条の規定に基づき、総合評価一般競争入札の対象となる工事